

政策会議付議事案書（令和6年10月9日）

提案課名 産業振興課 市民活動支援課 健康づくり課 市民税課

報告者名 岡崎 豊 内田 由美子 渋谷 ちづる 遠藤 豊和

<p>事案名</p>	<p>秦野市電子地域通貨の行政分野における活用指針等を定めることについて</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>秦野市電子地域通貨は、商品やサービスの購入に使える通貨機能に加え、行政情報のプッシュ型配信やポイント付与など、行政分野で活用できる様々な機能を備えています。電子地域通貨を地域経済の好循環をはじめ、健康寿命の延伸や子育て支援、地域コミュニティの活性化、郷土愛の醸成、自助・共助の促進など、広く行政目的の達成につながる手段として活用するため、活用事業の要件等、基本的な事項を活用指針として定めるものです。</p> <p>また、本年12月の電子地域通貨事業の運用開始に合わせ、この指針に基づき実施する3事業を次のとおり定めるものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和6年5月 全庁説明会（3回に分けて全課対象に実施）</p> <p>〃 7月～ 関係各課との個別調整・打合せ（21回）</p> <p>〃 8月16日 庁内説明会【窓口支払い、補助金及び給付金】</p> <p>〃 8月21日 公民館長会議【施設使用料、各種証明の支払い等】</p> <p>〃 8月26日 指定管理者会議【施設使用料の支払い】</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 秦野市電子地域通貨の行政分野における活用指針を定めること。【資料1】</p> <p>2 上記指針に基づき、電子地域通貨事業の運用開始に合わせ、次の事業を実施すること。</p> <p>(1) 地域貢献事業 【資料2】</p> <p>(2) 健康ウォーキング事業 【資料3】</p> <p>(3) 市税等の口座新規登録奨励キャンペーン事業 【資料4】</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和6年11月 5日 部長会議において報告</p> <p>〃 11月15日 議員連絡会において報告</p> <p>〃 12月 1日 OMOTANコインの発行及び活用事業の一部開始</p>	

秦野市電子地域通貨の行政分野における活用指針

令和6年10月9日 産業振興課作成

1 趣旨

この指針は、電子地域通貨を地域経済の好循環をはじめ、健康寿命の延伸や子育て支援、地域コミュニティの活性化、郷土愛の醸成、自助・共助の促進など、広く行政目的の達成につながる手段として活用するため、活用事業の要件等、基本的な事項を定める。

2 定義

(1) OMO T A Nコイン

現金を市内限定で利用できる電子通貨に変換したものであり、現金と同様に、商品やサービスの購入に利用することができ、また、利用者間で相互に送金することができる。

(2) OMO T A Nポイント

事業の実施主体がその原資を負担し、加盟店店舗での支払いや行政の対象事業への参加等によって付与するものであり、商品やサービスの購入に利用することができる。ただし、利用者間相互の送金及び公金等の支払には利用できない。

ア 個店ポイント

個店のみで利用することができるOMO T A Nポイントをいう。

イ 共通ポイント

全ての加盟店店舗で使えるOMO T A Nポイントをいう。

3 活用事業の要件等

(1) OMO T A Nコイン

市の事業で、交付している補助金等の一部又は全部を地域内消費喚起のため、現金に代えて交付することができる。

活用事業は次のとおりとする。

ア 補助金

秦野市補助金交付規則及び同規則第19条に基づく各補助金

交付要綱により交付する金銭的給付

交付の方法は、現金又はOMOTANコインのいずれかを、補助対象者が選択できるものとする。

イ 副賞等

職員提案の報奨、本市の地域資源のPRを目途に実施する投稿型のフォトコンテストなど、市が主催する事業で優秀と認められた者に対する褒賞。原則として、各課の既存事業を対象とする。

副賞等の対象が金銭等となっている場合については、原則、OMOTANコインにより交付することとする。

(2) OMOTANポイント

ア 要件

行政目的の達成に寄与するものとして、統一した運用を図るため、次に掲げる要件を全て満たすものを対象とする。

- (ア) 地域経済の活性化に寄与する事業のほか、健康寿命の延伸や子育て支援、地域コミュニティの活性化、郷土愛の醸成など広く行政目的の達成につながるが見込めること。
- (イ) 経費の節減、職員の負担軽減又は歳入の増加につながるが見込めること。
- (ウ) 市が主催又は共催する事業で、事業の参加者等、対象者本人に付与することを職員が確認できること。
- (エ) 事業の参加者に補助金その他金銭の支払いがないこと。

イ 活用事業

(ア) 地域貢献事業

秦野市地域貢献券の交付等に関する規則に基づき実施している地域貢献券事業を移行するもの。

本市が実施する事業にボランティアとして協力した個人に対し、OMOTANポイントを交付することにより、謝意を表するとともに、ボランティア活動の一層の活発化を図る。

(イ) 行政施策貢献事業

施策の基礎資料となるアンケート調査協力、各種行政計

画の策定会議への参加など、施策の企画立案や円滑な施策運営に対する相当の貢献があるもの。

(ウ) 参加促進事業

市民の積極的な参加を促すことにより、市が主催する事業の充実を図る効果があるもの。

(エ) その他市長が認める事業

消費喚起のキャンペーンなど、臨時的に実施するもの。

ウ 付与ポイントの目安

付与ポイントは、次の表を目安とする。なお、付与するポイントの種類は、個店ポイントとする。

事業	内容	ポイント目安
地域貢献事業	半日程度（1～4時間）	100ポイント
	1日程度（5時間以上）	200ポイント
行政施策貢献事業	アンケート	10ポイント
	ワークショップ等への参加	100ポイント
参加促進事業	事業（講座等）への参加	10ポイント

エ ポイント付与の対象者

OMOTANコインアプリの登録者で、イに該当する事業に参加した者、ただし、地域貢献事業については、未就学児、小・中学校の児童・生徒を対象者から除く。

4 予算措置

原則として、各課の既存事業の予算を振り替えて実施する。

秦野市電子地域通貨を活用した地域貢献事業について

令和 6 年 9 月 産業振興課
市民活動支援課

1 目的

現行の秦野市地域貢献券に代わるものとして、秦野市電子地域通貨事業の O M O T A N ポイント（以下「ポイント」という。）を活用して、ボランティアを行った個人にポイントを付与することにより、その協力を謝意を表すとともに、本市におけるボランティア活動の一層の活発化を図ることを目的とする。

2 事業の概要

本事業は、本年 1 2 月に導入する秦野市の電子地域通貨事業の実施に合わせ、次のとおり実施する。

(1) 対象者及び付与するポイント等

「秦野市電子地域通貨の行政分野における活用指針」で定める。

(2) 対象事業

本年度については、市民活動支援課に地域貢献券の申請を行っている事業のみ対象とする。

令和 7 年度以降については、引き続き、市民活動支援課が取りまとめを行う。

(3) 地域貢献券の取り扱い

ア 秦野市電子地域通貨事業の運用開始に伴い、「秦野市地域貢献券の交付等に関する規則」による地域貢献券の配布を終了し、代わるものとして、「秦野市電子地域通貨の行政分野における活用指針」内、地域貢献事業として取扱う。

同規則については、使用できる期間が終了した後に廃止する。

イ 配布終了時期 令和 7 年 3 月 3 1 日

ウ 最大有効期限 令和 1 0 年 3 月 3 1 日

3 予算

本年度は、O M O T A N アプリ新規登録、利用促進事業として産業振興課の電子地域通貨事業費予算により執行する。令和 7 年度以降については、市民活動支援課が取りまとめのうえ、事業を実施する担当課で新規に予算計上を行う。

4 期待する効果

現行の地域貢献券事業においては、施設利用料の減免により対応していたため、その分の歳入増加を見込むことができる。また、ポイ

ントを付与するに当たり、支出増は伴うものの、付与したポイントは、地域の店舗で使用されるため、地域経済活性化に寄与することとなる。

※ 本年度申請事業による減収額試算 34万2千円

指針に基づきポイントを付与した場合の支出額 15万円

秦野市電子地域通貨を活用した健康ウォーキング事業について

令和 6 年 9 月 産業振興課
健康づくり課

1 目的

日常生活において、健康の維持・増進のために必要な「歩く」「運動する」といった身体活動を推進するため、OMOTANポイント（以下「ポイント」という。）を活用して、一定の歩数を達成すると、市内商店等で使えるポイントが付与されることで、気軽に楽しみながら運動習慣を身につけることを目的とする。

2 事業の概要

本事業は、本年 1 2 月に導入する秦野市の電子地域通貨 OMOTAN コインの運用開始に伴い、実施する。

事業案の構築に当たっては、先行する木更津市の電子地域通貨アクアコイン及びこれと連動した健康アプリらづFitを参考とした。

登録者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ OMOTAN コインアプリ登録時の基本情報を使用するか若しくは独自に設定。
歩数の計測・履歴の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマートフォンに標準搭載されている健康アプリ（歩数計）で歩数を計測。 ・ 歩数計と OMOTAN コインアプリを連携させ、歩数の履歴データを管理（グラフ表示など）。 ・ 歩数は、日付の変わるタイミングでリセット。
ポイントの付与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩数の履歴が、一定の要件を満たした場合に、自動ポイントを付与（OMOTAN コインアプリのシステム構築）。
ポイント付与のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・ OMOTAN コインアプリ起動時に付与する。 ※ 3 日ぶりにアプリを起動→3 日分のポイントがまとめて反映される。
ポイント付与の期限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付与基準を満たした翌日を起算日とし、1 ヶ月（当該月の日数）を期限とする。 ※ アプリを開かず期限を経過すると付与されない。

ポイントの額	<p>・秦野市健康増進計画（健康はだの21）等に基づき、本市独自に設定。</p> <p>① 1日の合計歩数が7,000歩を達成…3ポイント</p> <p>② 当該月の間に①の基準を10回達成…10ポイント</p> <p>※「健康日本21」の目標値(7,100歩)を基に設定。</p> <p>※「健康はだの21」の目安7,000～8,000歩</p>
利用の流れ	<p>① 電子地域通貨OMOTANコインをインストール。</p> <p>② 歩数機能アプリを確認 ※iOS利用者…ヘルスケアアプリ、Android利用者…ヘルスコネクト</p> <p>③ OMOTANコインアプリを開き、「健康ポイント」バナーをタップ。</p> <p>④ 機能概要を確認し、利用規約に同意のうえ、アプリ連携の設定を行う。</p> <p>⑤ OMOTANコインアプリ登録時の基本情報を使用する若しくはニックネーム又は匿名を選択、性別、生年月、身長、体重の情報を入力。</p> <p>⑥ 設定したら、歩くだけ！</p>

3 予算

本年度は、OMOTANアプリ新規登録、利用促進事業として産業振興課の電子地域通貨事業費予算により執行する。令和7年度以降については、健康づくり課で新規に予算計上。

4 事業の実施根拠

秦野市健康増進計画（健康はだの21）第5期計画

基本方針Ⅱ

健康の維持向上のための生活習慣の改善と個人の行動変容

計画では、重点施策の指標として、「日常生活において1時間以上の歩行と同等の活動を行っている人の割合」及び「運動習慣がある人の割合」を掲げており、いずれも増加を目標としている。

OMOTANコインアプリを使い、歩数が目に見え、一定の目標値を達成すればポイントが付与されることで、利用者の運動や健康に対する意識の向上を図り、楽しく自然と運動習慣を身につけられる。

重点施策	重点施策の指標		基準年度 (R4年度)	目標値	備考	
Ⅱ-2 身体 活動・ 運動	日常生活において1時間以上 歩行と同等の 活動を行っている人の割合 (40～74歳)	40～64歳	男性	48.2%	52.0%	増加
			女性	51.3%	55.0%	＃
		65～74歳	男性	50.9%	55.0%	＃
			女性	55.3%	59.0%	＃
	運動習慣がある人の割合	40～64歳	男性	34.2%	38.0%	＃
			女性	31.5%	35.0%	＃
		65～74歳	男性	49.3%	53.0%	＃
			女性	47.1%	51.0%	＃

5 期待する効果

(1) 健康寿命の延伸

この事業を一つのきっかけとして運動や健康に対する行動変容を促し、気軽に楽しく運動習慣を身につけることで、健康寿命の延伸につなげる。

秦野市電子地域通貨を活用した新規口座振替促進キャンペーン事業（案）について

令和 6 年 9 月 産業振興課
市民税課

1 目的

税の収納について、市民の利便性を確保するため。共通納税システムやコンビニ支払いなどを導入しているが、納付書の印刷等の事務負担や収納手数料等の財源負担があり、より手数料等が低い口座振替納付を促進するため、本年 12 月から運用開始する O M O T A N コインのポイント付与機能を活用する。

2 事業の概要

対象の新規口座振替申込期間	令和 7 年 5 月 1 日から 7 月 31 日まで
ポイント付与申請期間	令和 7 年 5 月 1 日から 8 月 31 日まで
準備	① 電子地域通貨 OMOTAN コインをインストール ② アカウントナンバー（ユーザー ID）を確認する（16 ケタ）
ポイント付与の流れ	① 通常の口座振替の新規申込を行う（市及び金融機関窓口、WEB 申込） ② ポイント付与申請フォーム（e-kanagawa システム）に必要事項（納税義務者名、個人番号、生年月日、住所、申込税目、OMOTAN コインアカウントナンバー）を入力する ③ 審査（滞納調査ほか） ④ ポイントを付与する（10 月ごろ） ※ ポイント付与は、1 名当たり 1 回、複数の税目を新規口座振替登録しても 500 ポイント

3 予算

令和 7 年度実施事業のため、市民税課で新規に予算計上。

4 事業の実施根拠

秦野市電子地域通貨基本計画 5-4-(3) キャッシュレス化の推進と市民生活の利便性向上。

5 期待する効果

(1) 収納手数料の削減

口座振替により、収納に係る手数料が最も高いコンビニ納付手数料と比較して年間約21万円経費の節減が見込める。

【試算】

R5 新規口座振替登録件数 1,278 件（5月から7月実績）

（市県民税 269 件（年 4 回）、固定資産税 543 件（年 4 回）、
軽自動車税 90 件（年 1 回）、国民健康保険税 376 件（年 10 回）

計算式：新規口座振替登録件数×手数料×各税目の納付回数
=206,126 円

※試算条件①手数料：口座振替 1 件 22 円、コンビニ 88 円

②各税目の新規申込件数 2 倍（先進市の実績参照）

③コンビニ納付率 58%（R5 実績参照）

(2) その他の効果

期限内納付の促進（職員の負担減）、納付書作成（経費の節減）、
督促状件数の減（経費の節減、職員の負担減）

6 参考

【深谷市新規口座振替申込キャンペーン実績】

(1) 期間

第1回：令和3年11月1日から12月31日（2か月）

第2回：令和4年4月1日から8月31日（5か月）

第3回：令和5年4月1日から8月31日（5か月）

第4回：令和6年4月1日から8月31日（5か月）

(2) 結果

第1回：市税申込件数 250 件（前年同時期 154 件、1.6 倍）
164 名に 500 ポイント付与（48,500 円）

※口座申込件数に対する付与率 65.6%

第2回：市税申込件数 3,258 件（R3 同時期 1,625 件、2.0 倍）
1,346 名に 500 ポイント付与（673,000 円）

※口座申込件数に対する付与率 41.3%

第3回：市税申込件数 5,184 件（R3 同時期 1,625 件、3.2 倍）
1,716 名に 500 ポイント付与（858,000 円）

※口座申込件数に対する付与率 33.1%

第4回：集計中